

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
戸沼岩崎建設（株）	北海道函館市湯川町2-21-2

2 指名停止期間

令和5年7月26日～令和5年8月8日（2週間）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

戸沼岩崎建設（株）及び同者従業員は、令和4年9月5日に北海道松前郡福島町内で施工した一般工事において、使用機材回収作業の際、安全管理の措置が不適切であったために二次下請業者の作業員が墜落し死亡する事故を発生させたことから、令和5年7月7日に函館簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準に該当する事実があるため。

〈参考〉 「工事請負契約指名停止等措置要領」（抜粋）

昭和59年6月11日 59林野経第156号 林野庁長官通知

【最新改正】 令和2年12月25日 2林政政第487号

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措置要件	指名停止の期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内

--	--

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課

直通：011-622-5214

担当者：主計係（内線307）